

## ～市営住宅入居者・市営住宅駐車場利用者のみなさんへ～

### 【住宅使用料滞納と駐車場使用料滞納の取り扱いが変わります】

全庁的な取り扱い変更で、令和2年4月1日以降は住宅使用料滞納や駐車場使用料滞納の督促で発生していた督促手数料に代わり法定利率で計算した遅延損害金を請求することになりました。納期限内の納付、期限内に納付できないときは早期相談をお願いします。

詳しくは、松山市住宅課（948-6498）へお問い合わせください。

### 【スマートフォン決済アプリでの納付について】

令和2年4月1日より、今までの納付方法に加えスマートフォン決済アプリでもお支払いができるようになりました。

利用できるアプリは、「Pay B（ペイビー）」、「Pay Pay（ペイペイ）」、「LINE Pay（ラインペイ）」です。（※納付期限が過ぎているものや、バーコードが印字されていない納入通知書ではお支払いできませんのでご注意ください。）

詳しくは、松山市ホームページでご確認ください。

### 【還付金詐欺にご注意を】

市役所を名乗り、「医療費の還付金があるので、社会保険庁のフリーダイヤルに電話してください。」「携帯電話を持ってスーパーのATMで手続きを。」といった内容の電話がかかってきたとの事例が発生しています。

市役所からこのような電話をすることは絶対にありません。電話があっても慌てず、不審に思った場合には家族や友人、消費生活センターや警察に相談しましょう。

振り込め詐欺に関する相談窓口

消費生活センター（948-6382）